

公益財団法人東京都中小企業振興公社
デザインコラボマッチング事務局 殿

Web マッチング誓約書(企業版)

当社は、公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、公社)が実施するデザインコラボマッチング「Web マッチング」のエントリー及び履行にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

第1条(応募デザイナー・大学の情報の取扱い)

- Web マッチングのエントリーから協働デザイナー・大学との個別契約に至るまでの過程において知り得た応募デザイナー・大学の情報(メールアドレス等の個人情報を含む)、デザイン提案に関する情報(提案者、具体的な提案内容、提案に係る資料)、その他の一切の事項(以下、「本件情報」という。)については、秘密を保持し、これらを第三者に開示または漏らさないこと。
ただし、次のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。
 - 応募デザイナー・大学から取得する前に、既に公知であったもの
 - 応募デザイナー・大学から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
 - 応募デザイナー・大学から取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
 - 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したもの
- 本件情報は、Web マッチング以外の目的のために使用しないこと。

第2条(募集要項の内容の確認)

- 「デザインコラボマッチング Web マッチングデザイン案件の募集について」(以下、「本募集要項」という。)の記載内容を全て確認した上で Web マッチングにエントリーし、エントリー後も本募集要項の記載内容を遵守すること。
- 本募集要項の5頁「4. 応募資格」を全て満たしていること。
- 本誓約書における用語の定義は、本募集要項に基づくものとする。

第3条(再委託)

Web マッチングのエントリー及び履行にあたり、第三者にその業務の一部の履行を再委託する場合には、この誓約書の義務と同等の義務をその第三者に課し、その履行について一切の責任を負うこと。

第4条(申込フォームの記載内容について)

- Web マッチングのエントリーに際し提出する申込フォームの記載内容に関して、以下を遵守すること。
- 不適切な事項や虚偽の内容を記載しないこと
 - 第三者若しくは公社の知的財産権又はその他の権利を侵害するもの、及び侵害するおそれのあるものが含まれていないこと
 - 上記の他、応募デザイナー・大学、第三者若しくは公社に不利益又は損害を与えるもの、及び与えるおそれのあるものが含まれていないこと

4) 申込フォーム提出日以降、デザイン案件の概要及びその他記載事項の内容を変更しないこと

第5条(利用環境について)

Web マッチングのエントリーから協働デザイナー・大学との個別契約に至るまでに必要な利用環境(パソコン、ブラウザ、通信環境等)は、参加企業の負担及び責任において準備維持すること。

第6条(参加用 URL・ID・パスワードについて)

- 事務局から配布された URL、ミーティング ID やパスワードを、第三者に貸与、譲渡等を含め共有化しないこと
- 上記 URL・ID・パスワードが第三者に漏洩しないように厳格に管理すること

第7条(著作権や知的財産権等の侵害を招く行為の禁止等)

- Web マッチングを通じて応募デザイナー・大学から提供される文章、画像、映像、音声等についての著作権等の知的財産権等は応募デザイナー・大学に帰属し、これらを侵害する次の各号に定める行為を行わないこと。
 - Web 事業紹介、Web マッチング会の内容を撮影、録画、録音等すること
 - 配布された資料等を複製、翻案、公衆送信(送信可能化も含む)すること、再配布すること、転載、転用すること
 - その他、著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等他人の権利を侵害すること
- 前項に掲げる行為によって、応募デザイナー・大学、第三者又は公社に損害が生じた場合、すべての法的責任を負うものとし、応募デザイナー・大学、第三者及び公社に損害を与えないものとする。
- 公社は、Web マッチングを通じて提供された文章、画像、映像、音声等を、Web マッチング、その他公社が必要とする事業の目的の範囲内のみで、複製、翻案、公衆送信(送信可能化も含む)及びその他の利用を行うことができる。

第8条(その他)

その他、次に掲げる事項について承諾し、エントリー後も公社へ異議申し立てをしないこと。

- 本誓約書に反する行為があった場合、Web マッチングへのエントリーを取りやめること
- Web マッチングにおける初回打合せの終了以前に、事務局を経由せずに応募デザイナー・大学へ直接連絡をしないこと
- Web マッチングにおける初回打合せの終了後に、協働デザイナー・大学との個別契約に至らなかった場合又は Web マッチングでエントリーしたデザイン案件とは異なる案件を依頼する場合は、協働デザイナー・大学以外の応募デザイナー・大学へ直接連絡することを阻害しないものとする。
- 協働デザイナー・大学との個別契約の締結とその後のデザイン依頼案件の協議は、あくまで当事者間の判断と責任において行い、参加企業及び協働デザイナーが被ったトラブルや訴訟等に関して、公社は一切の責任を負わないこと

2021年 月 日

企業名:

代表者氏名:

印